

9月20日から26日までは

動物の愛護および管理に関する法律では、国民の間に広く動物の愛護と適正な使用についての理解と関心を深めていただくため、9月20日から26日までを動物愛護週間と定めています。

この機会に飼っている動物や身近な動物について、もう一度考えてみましょう。

1 ペットを飼う前に ~命を見送るまで一緒にいることができるか考えましょう~



飼い主には、動物がその命を終えるまでに適切に飼育する「終生飼養」^{しゅうせい しょう}の責任があります。動物の種類によって寿命は様々です。飼い始める時期や種類によっては、飼い主の寿命より長く生きる動物もいます。ペットを家族の一員として迎える前に、ペットの習性や寿命、飼い方など十分に調べ、家族全員で最後まで愛情と責任をもって飼うことができるか考えましょう。

動物の幸せは、
飼い主のあなた
次第です！

2 愛護動物の殺傷・遺棄・虐待は犯罪です



犬や猫などの愛護動物を遺棄した者は、100万円以下の罰金が科せられます。捨てられたペットは衰弱して死んでしまったり、交通事故に遭ったりします。また近隣住民も住居や庭を荒らされたり、咬まれたりするなどの被害が発生する可能性があります。また、愛護動物をみだりに殺したり傷つけたり、虐待を行った者に対しても、懲役や罰金が科せられます。餌や水をあげなかったり、病気やけがの状態でも放置したりする等の行為は「虐待」となります。

3 災害に備えて準備しておきましょう



準備しておきましょう

- フード、水、常備薬(各5日分以上)
- トイレ用品、ゴミ袋、タオル
- ケージ、リードなどの係留用品

できていますか

- 狂犬病等の各種予防接種
- 鑑札、注射済票、迷子札、マイクロチップの装着
- 「待て」「おすわり」等基本的なしつけ
- 決められた場所(トイレ)での排泄
- ケージトレーニング
- 去勢避妊手術

もしも、今、大規模な災害が発生したら……あなたとペットの備えは十分でしょうか。

近年発生した大規模な災害において、飼い主がやむを得ずペットを残して避難したり、途中ではぐれてしまったりしたことにより、多くの放浪するペットが生まれました。また、ペットと一緒に避難した先では、臭いや鳴き声などのトラブルが起きるという事態も少なくありませんでした。

一度はぐれてしまうと、再会は困難です。災害時にペットと安心・安全に「同行避難」を行うために、日頃のしつけや健康管理、所有者明示などを適切に行ってください。